

# 顧問契約書

甲

乙

甲と乙間において次のとおり顧問契約する。

第1条 乙は甲の法律・税務顧問として、甲の法律・税務問題全般について、相談を受け、適切な助言をするものとする。

第2条 乙は甲の訴訟行為等の法律事務及び税務事務について、優先的な取扱いをするものとする。

第3条 甲は乙に対し、本契約に基づく顧問料として、月額金 円を毎月 日に支払うものとする。尚、消費税は税率に従い別途支払うものとする。

第4条 1. 第1条の相談業務は原則として無料とする。但し、下記の相談業務は有料とし、次項の例による。

(1) 相談内容が複雑で乙において適切な助言を行うために相当の時間を要するもの。

(2) 相談内容が特殊あるいは高度に専門的で、乙において適切な助言を行うために相当の調査、研究を要するもの。

2. 第1条の相談業務以外の事務についての費用は、顧問契約の本旨にもとづき、甲、乙、双方話し合のうえその都度決定する。

3. 甲は、乙が第1条の業務を処理するに際して必要とする印紙、郵券、交通費、登記簿謄本・公課証明等公文書取寄費、ワープロ印字費用、その他の実費を負担するものとし、乙は事前に甲から預り金として金 万円を預るものとし、顧問契約終了後余剰あるときは、これを清算の上甲に返還するものとする。

4. 甲は、上記預り金が不足した場合、これを追納するものとする。

第5条 本契約の有効期間は、契約締結日より2年間とする。

但し、上記期間満了の際、甲・乙間に異議がなければ、自動的に更新されたものとみなす。

本契約書は2通作成し、甲・乙各々記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙